

世田谷区告示第 5 4 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 7 月 2 3 日から 1 5 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 2 3 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

2 8 - 1

2 変更の区間

世田谷区上北沢三丁目 1 1 0 4 番 4 3 の内から 1 1 0 4 番 4 0 の内まで

3 変更の区域

延 長 8 . 5 1 メートル

幅 員 0 . 1 6 メートルから 0 . 2 3 メートルまで

面 積 1 . 9 1 平方メートル

4 供用開始の期日

令和 8 年 7 月 2 3 日

案内図

—— 特別区道路線の区域編入部分(供用開始)

街区

上北沢三丁目34番

